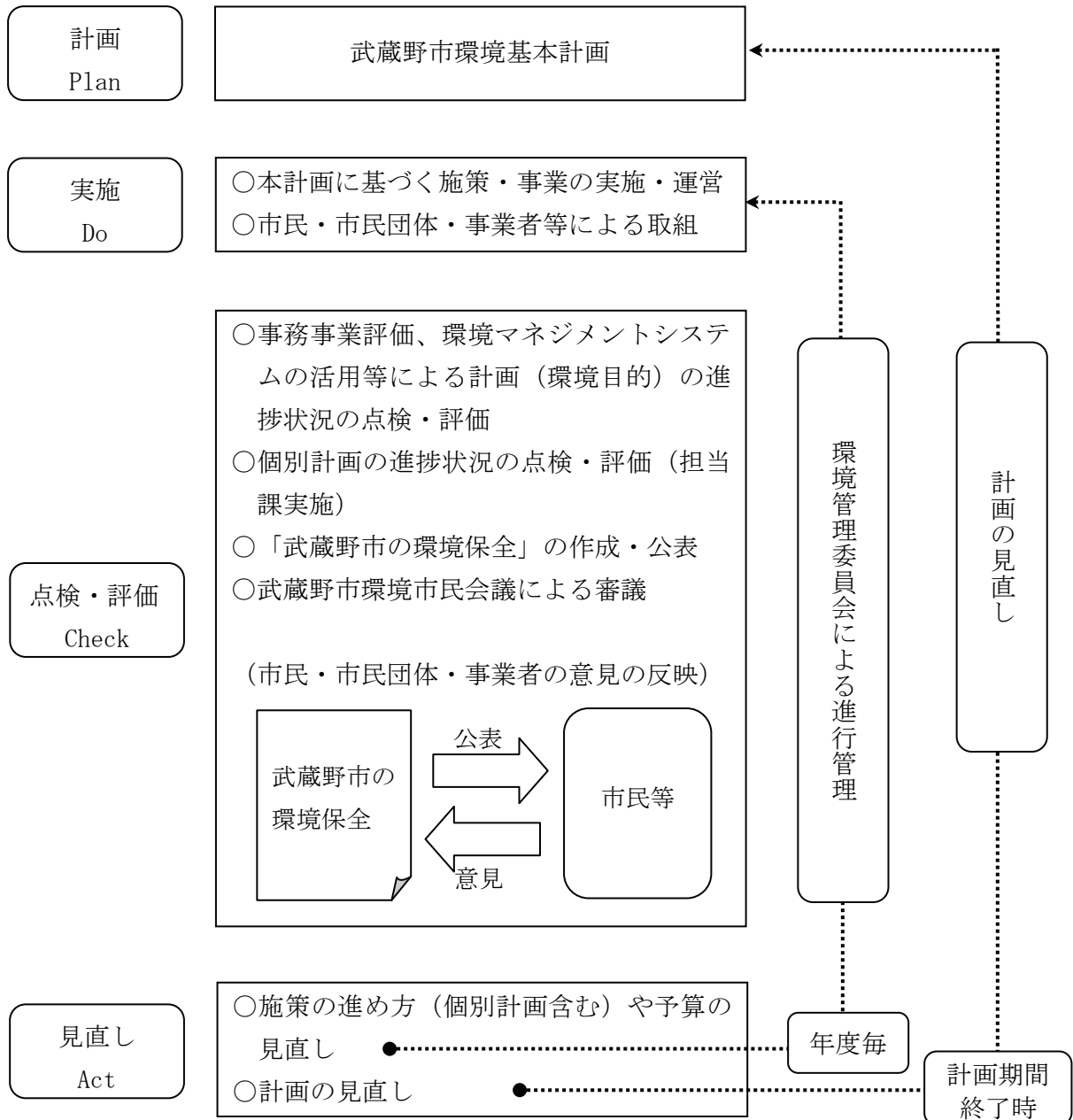


第5章 計画の推進

1 進行管理の流れ

本計画に定める環境保全に関する施策の推進にあたり、施策・事業の実施状況や環境の状況について年度毎に点検・評価を行います。その結果は、「武蔵野市の環境保全」（年次報告書）にとりまとめ、武蔵野市環境市民会議の審議を受けるとともに、市民・事業者公表します。その結果を踏まえ、施策の進め方や予算、計画の見直しを行います。



2 計画の推進体制

本計画は、市民・事業者・行政（市）の各主体の連携により推進します。

- ・武蔵野市環境市民会議（環境基本条例に基づく組織）
 - 市長の付属機関として、環境基本計画、年次報告書に関する事項や市の環境保全に関する基本的事項について、調査・審議します。
- ・環境管理委員会
 - 副市長及び各部長で構成する庁内会議で、市の環境保全に関する施策について総合的に協議し、調整します。

